

基安労発第 1201001 号
平成 17 年 12 月 1 日

都道府県労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(公 印 省 略)

原子炉等規制法におけるクリアランス制度の導入と電離放射線
障害防止規則の関係について

今般、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）が改正され、平成 17 年 12 月 1 日付けでいわゆるクリアランス制度が導入されたところである。

クリアランス制度とは、従来、工場等において用いた資材その他の物の放射性廃棄物については、放射能濃度が低いものであっても保管廃棄等を行うこととされていたが、今回これを見直し、これらの物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が一般居住者等に対して放射線による障害の防止のための措置を必要としない物として定める一定の基準を超えないことについて、主務大臣（経済産業大臣、文部科学大臣等）の確認を受け、当該主務大臣の確認を受けた物は、原子炉等規制法等の適用については、核燃料物質によって汚染された物でないものとして取り扱うこととするものである。

当該主務大臣の確認を受けた物は、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）第 2 条第 2 項に定める基準を超えることは想定されず、同規則に基づく措置を講ずる必要がないものと考えられるのでその旨了知されたい。

なお、同確認を受けた物について電離則の適用が考えられる場合等不明の点があれば当課宛連絡されたい。

おって、原子炉等規制法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）の改正により、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）等において、引用している当該法令の条文に条ずれが生じたことから、所要の整備を行ったので、併せて了知されたい。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

(放射能濃度についての確認等)

第六十一条の二 原子力事業者等は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして主務省令(次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣(以下この条において「主務大臣」という。)の発する命令をいう。以下この条において同じ。)で定める基準を超えないことについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の確認を受けることができる。

一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。) 経済産業大臣

二 使用者(旧使用者等を含む。) 文部科学大臣

三 原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。) 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣

四 外国原子力船運航者 国土交通大臣

2 前項の確認を受けようとする者は、主務省令で定めるところによりあらかじめ主務大臣の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、その確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

3 第一項の規定により主務大臣の確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)その他の政令で定める法令の適用については、核燃料物質によつて汚染された物でないものとして取り扱うものとする。

4 経済産業大臣は、製錬事業者、加工事業者、特定原子炉設置者(原子炉設置者のうち実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る者をいう。以下この項において同じ。)、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等(特定原子炉設置者に係る者に限る。)、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。)に係る第一項の確認に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

5 (略)